

## 第5回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年7月4日(木) 午後2時00分～午後3時40分
2. 会 場 黒潮町役場大方庁舎 3階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**(10人)  
1番 小谷健児、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、5番 濱口佳史、  
6番 山中 譲、7番 金子孝子、10番 敷地智也、11番 酒井 幸男、  
12番 福留康弘、14番 吉尾好市  
**【推進委員】**(6人)  
1番 大石正幸、3番 平野幸敏、4番 宮川建作、5番 小橋誠一、  
6番 尾崎澄夫、7番 福井正一  
(事務局：事務局長 宮地 丈夫、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】**(4人)  
2番 野坂賢思、8番 伊芸精一、9番 松本昌子、13番 ハジィフ 泉、  
**【推進委員】**(1人)  
2番 弘瀬正彦
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
  
議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について(3件)  
議案第2号 農地法第4条許可申請(県知事許可)について(2件)  
議案第3号 農地法第5条許可申請(県知事許可)について(2件)  
議案第4号 非農地証明願について(3件)  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用  
集計計画の決定について
  - (3) その他の討議・報告事項について  
・農地パトロールについて

議 長 7月定例会を始めたいと思います。長雨でうっとうしい日が続きましたが、貴重な晴れ間で何かとお忙しいときに、定例会にお集まりいただきありがとうございました。また、九州の方では大きな災害も出ているようでございます。何が起こるか分かりませんので、十分に注意をしていただきたいと思います。欠席者が5名、野坂さん、伊芸さん、松本さん、泉さん、弘瀬さんですが、会の方は成立をしておりますので始めたいと思います。

議事録署名委員ですが、敷地智也君と、それから酒井幸男君に議事録署名をお願いしたいと思います。

議案第 1 号、農地法第 3 条許可申請につきまして 3 件出ておりますが、1 番より順次お願いします。福留さんが関係していることですので、解説をお願いします。それでは 3 条許可申請の 1 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページ、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請、番号の 1 番をご覧ください。譲渡人、〇〇〇〇さん、譲受人、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町馬荷字古ヤシキ 1897 番 1、畑、179 m<sup>2</sup>。同じく古ヤシキ 1898 番 1、田、239 m<sup>2</sup>。同じく古ヤシキ 1899 番 1、田、44 m<sup>2</sup>。同じく古ヤシキ 1903 番 1、畑、122 m<sup>2</sup>。

理由は、所有権移転、売買につきまして許可あり次第、所有権の移転となっております。資料の方は 4 ページから 10 ページまでとなっております。

4 ページをご覧ください。航空写真での位置図となっております。場所は、馬荷の奥の集落、古の集落のほぼ中央に位置をしております。5 ページで見てくださいと、住宅地図で大体古の集落が分かると思います。6 ページが航空写真での拡大図となっております。町道馬荷線の両側に隣接した農地となっております。7 ページは公図、8 ページ、9 ページが現況の写真となっております。

10 ページ、調査書の方にまいります。譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。

第 2 項第 1 号の全部効率の利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるということで、農作業の従事者としましては、ご本人さんと奥さん。所有機械につきましてはトラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、乾燥機 1 台としまして、全部効率につきましては該当しません。第 2 項第 2 号の生産法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であり、適用がなしということになります。第 2 項第 3 号信託につきましても、信託ではないので適用なしとなります。第 2 項第 4 号、農業作業常時従事としまして、譲受人は農作業を行う必要の日数について、年間 320 日の日数ということになっており、こちらも該当しません。第 2 項第 5 号の下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積、30A を超えるということで、今回の取得分を含めまして、2 万 5,183 m<sup>2</sup>、251.83A ということで、こちらも下限面積には該当しません。第 2 項第 6 号の転貸の禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲受人の所有農地であり、転貸には該当しません。最後に第 2 項第 7 号の地域調和につきましては、所有権移転後は、水稻栽培等のなどを予定しているため、周辺農地への影響はないと考えております。

事務局からは以上です。

議 長 事務局より説明がありましたが、担当委員の〇〇さんの方からお願いします。

〇〇委員 現地確認を行った結果、8、9 ページ見ていただいたら分かると思いますけど、耕作しています。現在植えていると思われま。別段問題はないと思います。以上です。

議 長 今、〇〇さんの方からも別段問題はないということですが。この件について、質疑・質問のある方、挙手願います。  
これは現在、〇〇さんが、借りて作っています。何か、ありませんか。  
(質疑なし)

議 長 ないようでしたら、承認を受けたいと思います。3 条許可申請の第 1 号、1 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。  
(挙手多数)

挙手多数でございます。1 番につきましては承認をされました。

3 条許可申請の 2 番につきまして事務局の方より説明をお願いします。

事務局 議案書 1 ページ、農地法第 3 条の 2 番を説明させていただきます。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町入野字タコンブン 3102 番、畑、236 m<sup>2</sup>。

理由は、所有権移転、売買後、許可あり次第、所有権移転となっております。

資料の方の 11 ページ以降をご覧ください。航空写真の位置図を描いておりますが、資料の真ん中よりちょっと下の方にコーナンの建物がありまして、そこから早咲集落の住宅地のほぼ西側の奥の方の、住宅地の中の畑となっております。12 ページの住宅地図を見れば大体柳の川から東側の住宅の中だということが分かるかと思ひます。

13 ページが航空写真での拡大図となっております。14 ページが公図。15 ページが現況の写真となっております。

16 ページ、調査書の報告をさせていただきます。譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。第 2 項第 1 号全部効率につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からして、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できると思ひ込まれます。農作業従事者として、ご本人さんと奥さんとなっております。所有機械につきましては、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、軽トラック 1 台となっております。第 2 項第 2 号の生産法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であり、

適用はしません。第2項第3号信託につきましても、信託ではないので適用はありません。第2項第4号農作業常時従事としまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきましては、年間180日の農作業の日数となっております。続きまして、第2項第5号の下限面積としまして、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積の30Aを超えるということで、今回の農地の取得分を含めまして1万2,870㎡、128.7Aということになりますので、該当はしません。第2項第6号の転貸の禁止につきましても、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当は致しません。最後に第2項第7号の地域調和に関しましても、所有権移転後は、季節野菜等の栽培を予定しているため、周辺農地への影響はないと考えられます。

事務局からは問題ないと思います。以上です。

議長 事務の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明をお願いします。

〇〇委員 15 ページを見ていただいたら分かると思いますが、木も切って、本人の方に確認取ったら畑をやるということで、許可は取っていますので問題はないと思います。

議長 畑をやるという状況でございます。ほかにないようでしたら承認を受けたいと思います。3条許可申請2番、承認をされる方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、挙手多数でございます。2番につきまして承認されました。

3番をお願いします。

事務局 議案書1ページをご覧ください。第3条3番をご説明させていただきます。譲渡人、〇〇〇〇さん、同じく〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町入野字龍王2038番2、畑、82㎡。同じく、字龍王2040番2、畑、12㎡。同じく、字龍王2041番1、畑、22㎡。

理由は、所有権移転、売買後、許可あり次第所所有権移転ということになっております。

資料は17ページ以降をご覧ください。航空写真を見ていただきますと、旧の国道、昔の古い方の大方庁舎があったすぐ西側のそばになります。そちらの方になりまして、18ページの住宅地図を見ていただきますと、場所が大体分かるような所だと思います。黒潮町役場本庁の古い建物があつたときの西側になります。大体ラーメンの豚太郎さんのちょっと右側の方に行った所になって、今、バイパスが通っていますので、バイパスからちらっと見ることはできます。19

ページが、今回申請地の航空写真の拡大図となっております。20 ページが公図です。21 ページが、現況の写真となっております。

第 3 条調査書、22 ページを説明させていただきます。譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん、および〇〇〇〇さん。

第 2 項第 1 号全部効率利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況からして、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるということで。農作業従事者としましては、ご本人さんとお父さん。所有機械につきましては、トラクター1 台、コンバイン1 台、田植機1 台、乾燥機1 台、軽トラック1 台となっております。

第 2 号第 2 項の生産法人以外の法人としましては、譲受人は個人であり適用はありません。第 2 項第 3 号の信託につきましても、信託ではないので適用はありません。第 2 項第 4 号の農作業常時従事としまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきましては、年間 150 日の農作業従事日数ということで、こちらも該当は致しません。第 2 項第 5 号の下限面積につきましては、譲受人の耕作面積につきましては、黒潮町下限面積の 30a を超えるということで、今回の取得分も含めて 6,617 m<sup>2</sup>、66.17a ということで、こちらも該当はしません。第 2 項第 6 号の転貸につきましては、譲渡人の所有農地であることからこちらも該当しません。最後に、第 2 項第 7 号地域調和にしましても、所有権移転後は季節野菜の栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えております。事務局からは以上です。

議 長 事務局より説明がありました。担当委員の〇〇さん。

〇〇委員 確認に行った時には、大葉が植わっていましたが、農家やないかなという雰囲気ではありました。

議 長 現在も〇〇さんが作っているのですか。

〇〇委員 そうだと思います。

議 長 何かこの件につきまして、質疑・質問ある方。ありませんか。

(質疑なし)

特にないようでしたら承認を受けたいと思います。

第 3 条許可申請の 3 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。3 番につきましても承認されました。

議案第 2 号、農地法第 4 条農地法許可申請につきまして、2 件出ております。事務局よりお願いします。

事務局 議案書 2 ページ、議案第 2 号、農地法第 4 条規定による許可申請が 2 件出てきております。まず、一番上の 1 番を説明させていただきます。申請人、○○○  
○さん。申請地、黒潮町入野字原木 1662 番 1、田、503 m<sup>2</sup>の内の 100 m<sup>2</sup>となっております。

申請理由は、コインランドリーの設置ということで出ておりますが、後ほど詳細を説明させていただきますので、資料 23 ページ以降をご覧ください。

航空写真の位置図となっておりますが、今年の 1 月の定例会で、同じように第 4 条の県の転用の許可申請が出てきておりまして、定例会後、県の方の転用の許可が無事出ました。その後、こちらのコインランドリーの建築の方に切り掛かったのが、役場の方に行政書士さんが先日来ていまして、その転用許可の当初面積を出していた転用の面積を超えて建築物ができたということで。理由としましては、当初になかった自動販売機を追加で造ったということです。その分西側と南側に建築物が自動的にずれ込んでしまい転用許可の面積を超えてしまいどうしようかということでご相談がありました。その後、県に確認して今回、いったん取り下げをして、県の方には出しました。もう一度新たに付く資料は前回とほぼ同じで、転用の面積とか図面が若干違うだけで、今回ちょっと転用面積を増やして、改めてまた再度、県と転用許可申請をするということになりました。もう建物が建っています。資料の方も 24 ページ以降の住宅地図とか、航空写真の詳細図とか公図の方も 1 月の定例会に付けたものとほぼ変わらないです。若干、転用の面積だけが変わります。土地利用計画につきましても転用の面積が少し増えた分と、排水に関しては全く同じです。29 ページの建物の詳細図につきましても、全く同じです。

30、31 ページの現況の写真を見ていただきましたら、前回とは違っています。31 ページを見ていただきますと、黄色い線で囲っているのが前回でのこの転用の面積、許可が得た部分になり今回、赤点線が、オーバーした面積での申請になります。

31 ページでも同じです。黄色で囲んでいるのが前回転用の許可が出た面積で、赤の点線が今回の全て含めた分での転用の許可の面積となっております。あと建物も施行済みということで、通常の排水計画とか、資金計画の方も、当初の転用許可で県から許可を得ています。事務局からは以上です。

議長 事務局より説明が終わりました。前回より面積が変わったということですが、補足説明、○○さん。

〇〇委員 本人さんと話して、自分の所の土地だから良いと自分は、思っていました。

議長 自分の所の土地でも、それは無許可でやるわけにはいけないので、良いということにはならない。

〇〇委員 どれぐらい増えているのですか。

事務局 平米的には、今回転用の面積 100 m<sup>2</sup>にしていたので、前回は 78 m<sup>2</sup>で転用の許可がおりていましたので、今回増えた分が 22 m<sup>2</sup>ですね。22 m<sup>2</sup>オーバーした分が合算して、100 m<sup>2</sup>で転用許可をするということになります。

議長 何か質問等ありませんかね。もう、許可が先に県の方からおりているということですが、ないですか。  
(質疑なし)

議長 ないようでしたら、4 条の 1 番につきまして、承認を受けたいと思います。4 条許可申請の 1 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。1 番につきましては承認をされました。4 条許可申請 2 番、お願いします。

事務局 議案書 2 ページ、農地法第 4 条の 2 番ご覧ください。  
申請人、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町御坊畑字ナガレダ 874 番、畑、300 m<sup>2</sup>の内 25 m<sup>2</sup>。

申請理由は、申請地付近の山間部に先祖代々の墓地がありそれらを改装して公道から人目につかず、永続的な管理が容易となるよう。その他に適当な用地を有していないため、自宅に隣接する敷地内へ墓地を設置したいためとなっております。

資料は 32 ページ以降をご覧ください。位置からしまして航空写真でいくと上田の口から県道を奥に入っていくまして、御坊畑の人家がある最初の人家のお宅が、今回の申請人の〇〇〇〇さんの家となっております。その〇〇〇〇さんの山からの谷川沿いの対面、すぐ目の前になります。そちらが今回、一部墓地としての申請となっております。

33 ページで住宅地図を見ていただきましたら、県道から御坊畑の地区に入っ

て最初の人家の側ということになります。34 ページを見ていただきまして、家の対面の畑の一部が、今回土地の転用の申請の場所となっております。35 ページが公図で、36 ページの方が測量図で、1 筆で段になっていまして、4 段あるうちの、下から、ふもとから上がっていくと 2 段目、ほぼ中央に今回予定しておく、5m×5mの墓地を建てる予定となっております。37 と 38 ページが予定の墓地の図面となっております。39 ページが現地の畑の写真です。

土地の方は、土地以外の残った畑は当然そのままなので、雨水については敷地内で自然浸透を排水計画は予定しております。

資金計画につきましては、墓地の建設費が〇〇〇〇となっております。

同意につきましては、隣接地、周囲の農地について全て同意済みということになっております。

保健所の方は通常の土地の開設の申請の方で同時に申請もされております。農地区分につきましても、その他の第 2 種農地ということで、特段問題は転用の方にはありません。

事務局からは以上です。

議 長 事務局より説明が終わりました。〇〇さん、何か補足説明があればお願いします。

〇〇委員 問題はないと思います。空いた所には、ミカンとかクリを植えて、道路から気付かれないようにするそうです。

議 長 それで、周辺部落の方には、問題にはなりませんか。

〇〇委員 なりません。一番近い所の家の方にも許可をもらったと言っていました。

議 長 〇〇さんの方からも説明がありまして、特に問題はないのではないかとということですが。

この件につきまして、質問・質疑ある方、お願いします。

(質疑なし)

議 長 ないようでしたら、4 条許可申請の 2 番につきまして承認を受けたいと思います。承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。2 番につきましても承認されました。

議案第 3 号、非農地法第 5 条許可申請につきまして 2 件出ておりますが、5 条、



1 番よりお願いします。

事務局 議案書 2 ページの議案第 3 号農地法第 5 条の許可申請に 2 件出てきております。

1 番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町佐賀字サイノヲ 667 番 1、田、55 m<sup>2</sup>。同じく、字サイノヲ 668 番 1、田、668 m<sup>2</sup>。同じく、字サイノヲ 669 番 2、田、76 m<sup>2</sup>。

理由は、地元漁業関係者、カツオ一本釣り漁業者、餌事業者、乗組員等の交流の場を提供すべき、飲食業施設、カラオケ施設料理店を建築したいためとなっております。

資料は 40 ページ以降をご覧ください。航空写真の位置図となっております。地図が佐賀中学校の目の前で、もう少し詳細で見ていただくと 41 ページ住宅地図で、佐賀中学校のグラウンドの目の前で、42 ページが航空写真の拡大図となっております。実はこちら去年の 7 月の定例会で移転用のお話が出てきて、そのときは、〇〇〇〇を一戸建ての計画で転用許可ということで、農業委員会の定例会に出た後に県の転用許可を出して、事無く順調に県の転用許可も下りたところでした。その後、またこちら去年の暮れぐらいでしょうか、行政書士さんの方からお知らせがありまして、地権者さんと今度買われる方のお話がまとまらなくなったということで、年明け早々にこちらもいったん転用許可を県からいただいていたが、農業委員会としては、また再度、転用許可の取り下げの申請を行政書士さんの方から出していただいて、いったんこの土地につきましては白紙に戻ったという状況です。今回、また別件で同じ土地をまた別の方が転用の申請をするということでの申請になっております。

資料の方は、43 ページが公図です。44 ページが、今回施設の転用の利用する建物と、あと排水の計画の図面としております。45 ページ、46 ページが建築物の図面、立面図と平面図になります。47 ページが、現況の今の写真となっております。こちらにつきましては、農地区分は第 2 種農地ということですが、転用につきましては特に問題はございません。土地の利用計画につきましては、図面から見ますと、駐車場に 13 台を予定しております。自転車置き場も予定しており、両施設とも青空駐車および青空の自転車置き場の予定となっております。なお、北側と西側の公衆用道路、町道ですね。そちらに接続する予定となっております、2カ所で出入りする予定となっております。あと生活排水は浄化槽を設置して、町道の側溝へ合流する予定となっております。

資金計画は、土地購入費〇〇〇〇、建築費用が〇〇〇〇となっております、こちらの建築費はこの譲受人が今度、〇〇〇〇予定となっております。通常ですと、農地転用は第 5 条につきましては A さんの土地を B さんが譲り受けて転

用になりますが、今回はちょっとまれな特例のことになって、県に何度か確認して、通常の転用ではいけないので、今回のその話を事前に調整しながら進めてきて、結局今回は地権者さんから、まず買われる〇〇〇〇さんの方で売買転用するというこの後で、今度上物の方を使用貸借で、ただで貸すということの流れだと、転用の方は唯一できるということで。ちょっとまれに、通常ではあまり数的にはあんまりないと思いますけど、今回ちょっと特例的な措置になります。

あと、同意につきましては、隣接地の合意の方は全て合意をいただいております。

事務局からは以上です。

議長 事務局より説明がありますが、この点につきまして、関わりがある。議論がある。〇〇君の方で。

〇〇委員 この写真よりすごい、1.5倍ぐらい境目も分からないくらい草もあって荒れていました。それから学校の隣で、お酒を出すような店はどうかっていうことを皆さんにお聞きしたいと思います。

議長 今、〇〇君の方から説明がありましたが、この件につきまして、何か質疑・質問等ありませんかね。

〇〇委員 県の特例とか言いましたが、県の方はこういう店を造るということには意義はなかったわけですか？

事務局 県の方に申請がいくのは、これから委員会の方が上げていく形になって、事前に口頭で、こういう転用があるよということではやりとりはしています。農業の方のサイドで考えると、法律的に、先ほども話もありましたけど、その風営法との関係もあると思いますが、委員会の方は農地法の方で学校の前だからといって、確かに気にはなるかもしれませんが、農地法での転用の許可とかの手続きになるので、農地法で照らすと転用は今のところ問題はないと。その建物ができることによって、ほかの方でひょっとということもなきにしもあらずかもしれませんが、ただ、行政書士さんの方から聞いているのは、この施設は多分夜なので、クラブ活動とかそういった学校の方には影響は極力ないとは思っていますということで、説明は伺っています。事務局は、そう説明を聞いています。

議長 委員会から県へ出すことなので、関係ないことはないことでしょう。カラオケ喫茶みたいな感じですか。

事務局 そうですね。

それなりに施設の防音設備とかはきちっとやると言っていました。  
今回転用で建てたいというところは、今回譲受人さんが役員している会社の持ち物自分とこの隣で、この家が、要は会社名を説明しますと、〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さんといったら、〇〇〇〇ですね。〇〇〇〇をやられている会社の施設です。隣接地に関しては、問題はないということです。

事務局 〇〇〇〇さんから、今度〇〇〇〇〇〇〇〇〇に無償で貸す。それが通常の 5 条で言う転用だと、A さんの土地を B さんが買って、B さんが転用で何かをされるということが、通常 A さん B さんだけなので、今回は A さんの土地を B さんが買って、B さんが役員される会社の方に、無償でないと今回転用はできないので、ここでお金が年間いくら賃借料発生すると、転用はもともとできないということです。そこは特例です。A さん B さんだけで、今回ご相談受けたときにすごくややこしかったのが、通常はあり得ない、A さんから B さんへ行って、今度 C さん、C 会社さんが出てくるので、そういったちょっとややこしい関係にはなりません。要は、買われた方と、建物建てる方が、無償で貸しますよという契約書とかいろいろそういう取り決めを出したら、転用の方はめったにないことですが、できますということです。

議長 ほかに何か。なければ承認を受けたいと思いますが。この件につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。5 条許可申請の 1 番につきまして承認されました。

5 条許可申請 2 番。

事務局 議案書の 2 ページの第 5 条の 2 番をご説明させていただきます。譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地につきましては、黒潮町蜷川字小頭 720 番 1、畑、305 m<sup>2</sup>。

理由としましては、現在の住居が手狭になったため、そのほかに適当な用地を有していないため、申請地に新たな住居および倉庫を建築したいためとなっております。

資料 48 ページ以降ご覧ください。48 ページの航空写真の位置図で、その申請地を説明しますと、旧蜷川小学校の少し上、奥側になります。旧県道沿いの農

地になります。次のページが住宅地図、および、続いて 50 ページが航空写真の拡大図になっております。51 ページが公図、52 ページが土地の利用計画図となっております。旧の県道、今の町道沿いにある畑を、手前側に住居、そしてその裏手に、農作業小屋の倉庫を建設する予定となっております。53 ページ、54 ページが予定の住居、55 ページが予定する倉庫となっております。56 ページにつきましては、現況の写真を掲載させてもらっております。ちなみに転用につきましては、こちらの農地の区分がその他の第 2 種農地ということで、今のところ転用につきましては問題ないと思われまます。造成の計画につきましても、現在畑の表土を 10 cm はぎ取ってですね、その 10 cm の所に砕石を敷いた上で建物を建設する予定となっております。排水計画については、雨水は敷地内で自然浸透。生活排水は蜷川ということで合併浄化槽の農集ですね、農業集落排水の施設がありまますので、こちらは目の前の町道沿いに農集の管を持っていますので、そちらに接続をして排水をさせる予定となっております。

資金計画は、土地取得費、および建築費の合計が〇〇〇〇、残りの〇〇〇〇となっております。隣接地につきましては、同意済みということになっております。

事務局からは以上です。

議長 事務局より説明が終わりました。この件について担当委員さんの方。

〇〇委員 場所は今事務局が言ってくれたとおりで、であいの里から 100m くらい町道を仲分川線に入った所です。〇〇〇〇君は〇〇〇〇を作っている農家です。〇〇〇〇もされています。親と一緒に住んでいますが、親の機械だったり自分の要冷蔵だったりして、大変狭い所で農作業をしています。家を建てて家族で頑張って農業をしたいということで、計画をしました。

譲渡人の〇〇〇〇さんは、大変朗らかな、庭木のいじりが好きで、56 ページにピンクの小屋がある前にグラジオラスが咲いています。300 本これに植えて、地域の方、それからグループホームの方、そして、施設の方、楽しみに毎年来てくれるそうです。平地にして、グラジオラスを 1,000 本植えて咲かせて、地域の人に喜んでもらいたいという意向です。〇〇〇〇さんが家を建てたいということで相談を受けて。そしたら、地域の防災や防犯などの、こんな若い人が来てくれたらもうありがたい。75 から 95 歳ぐらいまでの寺奈路班いうところですが、それがほんとにこんな若い人が来てくれたらありがたいけん、近所の方には口頭での許可は得ているそうですので、汚水は集落排水へ、そして雨水は側溝の方へと流されていくということです。

何ら問題はないと思いますので、皆さんのご検討をお願いします。

議 長 特にないようでしたら、承認を受けたいと思います。5条許可申請の2番につきまして、承認をされる方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。5条許可申請2番につきましても承認をされました。

議案第4号、非農地証明願につきまして3件出ております。

1番より、事務局より説明をお願いします。

事務局 非農地証明が3件出てきております。議案書3ページの1番、ご覧ください。

願出人、〇〇〇〇さん。願出地が、黒潮町浮鞭字浮津西分2735番、畑、102㎡。同じく、字西分2740番、畑、59㎡。

理由は、もう30年以上耕作しておらず、現在は雑種地および原野となっているということです。

資料は57ページ以降ご覧ください。場所の方が、航空写真で見いただくと、浮津の集会所から鉄道側の方へ町道を入っていただきまして、また小高い浮津の上の、丘の方に上がっていく町道を上がっていった所の近くになります。58ページが住宅地図で、場所は小高い丘のほぼ西側になります。59ページが詳細の拡大の航空写真、および60ページが公図となっております。61ページが現況の写真と、62ページが現況の隣の隣接する畑となっておりますが、もう現在はこのような状況となっております。

事務局からは以上です。

議 長 事務局の方で説明がありました。担当委員の〇〇君。

〇〇委員 61ページの写真を構えております。102㎡の土地の方は、もう碎石敷いて整地しています。ここは以前家が建てた跡で、それを壊して整地したらしいです。今度相続の話が出て、行政書士さんの方から畑にしたら税金が高いと宅地の税金で払っていたことを知って、〇〇さんから非農地証明の話聞いて出したそうです。

もう一つの小さい59㎡の方は、もう竹林みたいな状態で、今の102㎡の方も、現状では畑にはならず、碎石できれいにしたいということです。以上です。

議 長 〇〇君の方から説明がありました。見るからにも宅地だけのような状態でございます。もう一方の方は、2番の方は竹やぶでもう農地としては、なかなかこれは難しいということでございますが。この件につきまして何か質疑・質問等ありませんかね。

(質疑なし)

なければ、承認を受けたいと思います。この非農地証明の 1 番につきまして承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。非農地証明の 1 番につきましては承認をされました。非農地証明願 2 番、お願いします。

事務局 2 番を説明致します。

願出人、〇〇〇〇さん。願出地、黒潮町加持字池田 17 番イ、畑、92 m<sup>2</sup>。理由としまして、こちらも 30 年以上耕作しておらず、現在は山林となっているということです。

63 ページ以降をご覧ください。場所はですね、先月非農地証明が幾つか出てきておりました、小川に入る所のおかべ石材店さんの、今回は手前側のほぼ山林になったような所になっています。住宅地図で見ていただくと、おかべさんの手前の右手の山のほぼのり面みたいな所になっています。65 ページが詳細図、66 ページが公図となっております。最後に 67 ページが、現況の写真となっております。ほぼ、町道の隣接の山側の見た形も山林化して、ほぼ山ののり面みたいな所となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりました。〇〇君。

〇〇委員 小川線に入るおかべ石屋があり 65 ページ見ていただいたらこの三角の所は以前、吉本建設が材料置き場に使っていたところで、右の山手の方に畑があって、竹と木とで雑木林みたいになって山との境も分かりません。

議長 〇〇君の方からも、畑としてはなかなか認められないということでございます。この件につきまして、何か質疑・質問等ありませんかね。

この写真で見る限り畑があったかどうか確認できないですね。ほかにありませんか。

(質疑なし)

なければ、承認を受けたいと思います。非農地証明願の 2 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。非農地証明の 2 番につきまして、承認をされました。続きまして、非農地証明の 3 番、お願いします。

事務局 非農地証明3番、説明させていただきます。

願出人、〇〇〇〇さん。同じく、〇〇〇〇さん。願出地につきましては、黒潮町入野字スケン谷 5902 番 1、畑、952 m<sup>2</sup>。

黒潮町入野字七貫 1245 番、畑、122 m<sup>2</sup>。同じく字七貫 1246 番、畑、214 m<sup>2</sup>。同じく字七貫 1247 番、畑、49 m<sup>2</sup>。同じく字七貫 1248 番、畑、119 m<sup>2</sup>。最後に、同じく字七貫 1250 番、畑、297 m<sup>2</sup>。

理由は、20 年以上耕作しておらず、現在は原野となっているということです。

資料は 68 ページ以降をご覧ください。68 ページ、航空写真で位置を示しております。写真の真ん中よりやや上に、今現在、こちらの役場の新庁舎がある所になりまして、役場を下りまして、下のバイパスを越えた向こう側に牛小屋さんが昔ありました。その一部が残っておりその周辺と上の畑等になります。

住宅地図の 69 ページ、および 70 ページを見ていただきましたら、拡大して何となく分かると思うのですが、申請地の①番の所に 70 ページに当時の牛小屋の建物がありまして、現在も航空写真で小屋から向かって上側にバイパスが通っており建物は一部まだ残っております。71 から 72 は公図。そして、73、74 ページが現況の写真となっております。73 ページが、こちらの庁舎の西側の下りていく町道のまだ向こう側に丁度、町営住宅が建つ所からの角度の写真で、丸で囲っているやや左側に、当時の牛小屋の建物が残っております。その脇からずうっと上に登っていくと、かろうじて道があり上が、ほぼ 74 ページの、畑で当時していたのでしょうか。もうほぼ、大草に周りが覆われております。

事務局からは以上です。

議長 事務局より説明が終わりましたが、担当委員〇〇さん。

〇〇委員 藪になっていて道も通れていないような状態です。写真で見た限り森みたくになっています。

議長 農地としてはなかなか復元も難しいというような状況ということでございますが、何かこの件につきまして質疑・質問等ある方、お願いします。

(質疑なし)

ないようでしたら承認を受けたいと思います。非農地証明願の 3 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。非農地証明願の 3 番につきましても承認をされまし

た。

議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集計計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 別冊の議案第 5 号の資料をお手元によりしくお願いします。

1 ページをご覧ください。まず、整理番号 1-19 (大方 1-19)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。設定期間につきましては、令和元年 7 月 6 日から令和 16 年 7 月 5 日までの 15 年間となっております。

利用権を設定する土地につきましては、加持の字三島の 4806 番、4807 番。字田村ハナ 3518 の 1、字田村ハナ 3519、全て現況田となっております。面積につきましては、上から 1,150 m<sup>2</sup>、137 m<sup>2</sup>、718 m<sup>2</sup>、1,537 m<sup>2</sup>。内容としましては、キュウリを栽培されております。一反当たりにつきましては、〇〇〇〇となっており、利用権の種類につきましては、〇〇〇〇となっております。

整理番号 1-20 (大方 1-20)。貸付人は〇〇〇〇さん。整理番号 1-21 (大方 1-21)。貸付人、〇〇〇〇さん。同じく、貸付人、整理番号の最後になります。1-22 (大方 1-22)。〇〇〇〇さん。この三人の貸付人の借受人としましては、〇〇〇〇となっております。設定期間につきましては、令和元年の 7 月の 6 日から、全て令和 11 年 7 月 5 日までの 10 年間となっております。

利用権を設定する場所は、3 件、3 筆とも浮鞭字ヤモウヂの 4238 番、4240 番、4247 番、全て畑です。面積は、上から順に 2,887 m<sup>2</sup>、4,876 m<sup>2</sup>、5,143 m<sup>2</sup>です。内容は果樹です。一反当たりの賃借としましては、〇〇〇〇で、こちら〇〇〇〇から、〇〇〇〇さんへ利用権を再度設定するということになっております。

事務局からは以上です。

議長 利用権の設定につきまして説明が終わりました。この件につきまして質疑・質問等ある方、お願いします。

キュウリ栽培は、ハウスでいいですか。

事務局 はい、この〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権の設定は、今、この場所にハウスが建っており〇〇〇〇さんが、以前から一部利用権を設定してキュウリを育てていて、改めて土地の地番が抜けていましたので、正式に利用権の土地を含めて、全体で利用権を再度設定し直すということで新たなところをこの新規設定とさせていただきます。

議長 このヤモウヂは、これ新になっていますが、〇〇〇〇に変わったから新に



なったということですか。

事務局 以前、この場所は3筆とも町外の方が果樹を育てていて、何かしらの理由で、こちらで世話ができないようになって、その後を探していたら奥さんがいいよということで。

議 長 それで、木はそのまま？

事務局 木はですね、聞くと、いったん現況に戻してみたいで、また奥さんも植えられるみたいです。今回たまたま奥さんもヤモウヂへ行って、○○○○に間に入ってもらって、長期的な利用権を設定したということになったみたいです。

議 長 何か質疑・質問等ありませんかね。

(質疑なし)

特になければ、承認を受けたいと思います。よろしいですかね。それでは議案第5号につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。議案第5号、農用地利用権集積計画の利用権の決定につきまして、承認をされました。

(3) その他になっておりますが、議事録の関係でいったん、その他については後でということで、議案につきましては移りたいと思います。どうも、ご審議ありがとうございます。

(午後3時40分終了)